

第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(案)に対する意見と市の考え方

番号	意見	市の考え方
1	<p>時代の流れが早すぎ、男性から女性への暴力があった時代から、今は女性から男性に対することばの暴力があるように思う。</p> <p>しかし、むかしのように、女は家庭に、男は仕事にといった時代、マニュアル時代からデジタル時代の移行期であり、いろんな問題がでてくるのは、いたしかたないようにも思う。</p> <p>その点では、男女同権(日本国憲法の学習)をしっかりとすべきである。</p> <p>今のコンランは、学校運営などが、戦前の教育方針(軍隊教育)全体主義的な教育をあらためないかぎり、書いてあるとおりのことがおこります。</p> <p>この日本国憲法の理解を、先生はもとより学生に理解することが、こうゆう暴力をなくす教育が、10年先、20年先の日本が、おたがいの人権をそだてる必要があります。</p> <p>なにか、日本の基本である日本国憲法がぬけているように考えられます。</p>	<p>39ページの「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の前文では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われているものの、DVがその実現の妨げとなっていることが記載されています。</p> <p>DVが起こる背景には、ジェンダー(社会的・文化的につくりあげられた性別にとらわれた固定的な価値観)の考え方が大きく影響しており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっていることは、御意見のとおり、若い世代から教育する必要があると考えております。</p> <p>このことは、19ページと20ページで記載しているため原案のとおりとし、一人でも多くの方が加害者や被害者にならないよう、啓発や学習の内容の充実にも努めてまいります。</p>
2	<p>家族だからと甘い判断せず、警察と児童養護施設と連携し、迅速に子供は保護出来るようにして下さい。</p> <p>母子シェルター、児童養護施設が満員で入れなかったのもっと増やした方がいいです。</p>	<p>被害者の支援に当たり、26ページと30ページでは、被害者の支援として、安全確保と関係機関との連携、生活の拠点の確保や多様な自立支援への対応等に関する記載をしているため、計画は原案のとおりとします。</p> <p>個々のケースについては、被害者を取り巻く状況や今後の支援方針など、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行えるよう努めてまいります。</p>
3	<p>意見を提出するにあたり、第二次計画にも目を通させていただきました。第二次計画と第三次計画を比べたときに、レイアウトや書体は違うものの、計画の中身(基本目標や取組み内容)について、言葉のニュアンスを変えただけで、内容についての変化が感じられませんでした。第二次計画や第三次計画の違いをわかりやすく示していただけると良いと思います。</p>	<p>16ページでは、第三次計画の重点施策として、全国的に増加している男性のDV被害者への対応と、児童虐待が潜むDV被害者への対応と記載しています。</p> <p>それぞれの具体的な取組内容は、各基本目標の中で記載していますが、御指摘を踏まえ、第二次計画との違いや重点的に取り組む内容を明確化するために、16ページに記載の重点施策に関する文字を、目立つように修正します。</p>
4	<p>第三次計画を策定するにあたり、新たに取り組むことや重点的に取り組むことを示していただきたい。計画の期間中の施策の推進について評価する際にも役立つと思います。</p>	

5	<p>基本計画策定委員会の委員について、DV被害者支援の現場で衣食住に加え精神的なサポート等、あらゆる支援にあたっている委員が一人もいないことに疑問を感じました。現場で拾った被害者の生の声を計画に反映すべきだったのではないのでしょうか。</p>	<p>委員のうち1名を、岡崎市内にある母子生活支援施設の館長に委嘱しました。母子生活支援施設は、DVの被害や経済的な理由等により、個人での解決が難しい問題を抱えた母とその子どもが、施設の支援を受けて、安定した生活を始めるための準備をする施設であり、館長を始め母子支援員、少年指導員、保育士、心理士等さまざまな職種の職員が、入所者の法的支援、就労支援、子育て支援、心の回復に向けた支援のほか、施設退所後のアフターケアに至るまで寄り添っています。</p> <p>施設の運営全般の管理者である館長を、本計画の策定委員に委嘱したことで、DVを取り巻く被害者の生の声が反映されたと考えています。</p>
---	--	--